

FOCUS防犯

一人で悩まないで！
- 消費者トラブルから身を守ろう -

インターネットによるサービスが普及した反面、詐欺の手口も複雑化しています。また、事業者との契約でもすれ違いが生じ、消費者トラブルにつながることもあります。消費者トラブルを防ぐために、全国で発生している事例をご紹介します。

◆よくある消費者トラブルと対処法

◎「初回無料」、「オトクなお試し」が定期購入トラブルに?!

ネットで注文する前に、定期購入が契約条件になっていないか、解約・返品ルールなど、よく規約を確認してから注文しましょう。

◎ワンクリック詐欺にご注意を!

ネットで動画を見ようとしたら突然、「会員登録が完了しました」と表示されるものは詐欺です。料金を支払う必要はありません。表示された電話番号に絶対に電話をしないでください。ネットの契約は申込・訂正の画面を確認しないと成立しません。



◎市役所職員、警察官を名乗る者からの不審電話

「保険料の還付金がある」、「キャッシングカードの番号を教えてください」は詐欺です。容易に個人情報を教えず、警察に連絡しましょう。



◆「あやしいな…」「不安だな…」 そう思ったらまず市消費生活センターへ!

市消費生活センターでは、皆さんの契約トラブルや多重債務に関する相談をお受けし、その解決に向けた助言や情報提供を行っています。また、消費生活に関する情報を発信し、啓発活動を行っています。

契約トラブル・多重債務など、「困った」と思ったらご相談ください。

問合 市消費生活センター ☎ 35-2030
(月)~(金) 8:30~17:15

※休日は、消費者ホットライン(☎188)をご利用ください。

FOCUSごみ

PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品の
適正処理にご協力ください

◆PCBとは

ポリ塩化ビフェニルの略称で、燃えにくく電気絶縁性に優れているため、変圧器や蛍光灯の安定器などの電気製品に使われていました。有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されています。

特に1977年(昭和52年)3月以前に建てられた施設は、高濃度のPCB使用製品が使われているおそれがありますので、注意してください。

◆PCB使用製品には処分の期限があります

高濃度のPCB使用製品の処分期限(岐阜県)

- 変圧器・コンデンサー … 令和4年3月31日(木)
- 安定器 … 令和3年3月31日(水)

安定器は、すでに期限を過ぎていますが、いずれも速やかに処分しなければなりません。

◆期限内に処分できない場合

期限内に処分できない場合、3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金などの罰則が課されることがあり

ます。

古い建物を所有している方、廃業されて長期間、建物を調査されていない方などは、今一度、施設内の電気機器をご確認ください。詳しくは環境省[HP]をご覧ください。か、県廃棄物対策課(☎ 058-272-8217)にご相談ください。



変圧器



コンデンサー



安定器

出典:環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」

問合 資源リサイクルセンター ☎ 35-1244